

ごみ処理基本計画

第 1 章 計画の概要

1 一般廃棄物処理基本計画とは

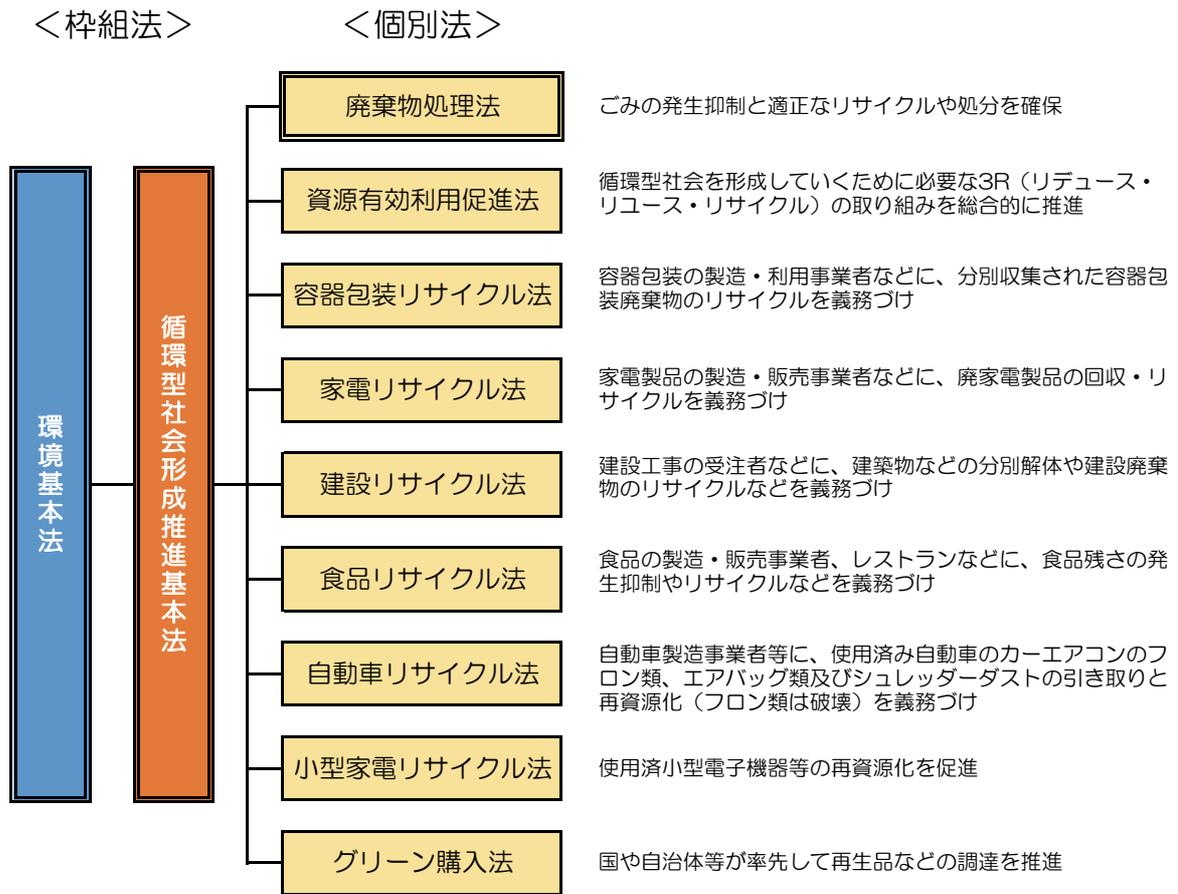
一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第 6 条第 1 項及び「目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例」に基づき一般廃棄物の適正な処理を進めるため、長期的な視点に立ち、区市町村がその基本方針を明確にするものです。

廃棄物処理法では、一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分の全てを区市町村が担うこととなっていますが、特別区においては、区が収集・運搬、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」といいます。）が中間処理（清掃工場等の管理運営）、東京都が最終処分（埋立）を行うという役割分担であることから、区が策定する一般廃棄物処理基本計画については、役割を踏まえた計画内容としています。

また、同時に、国や関連法、東京都の「東京都廃棄物処理計画」や、清掃一組が策定する「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」との整合性を持った計画として策定するものです。

この計画に関連する環境関連法の体系は、以下のとおりです。

図1 環境関連法の体系



※環境省資料を基に作成

2 本計画の位置づけ

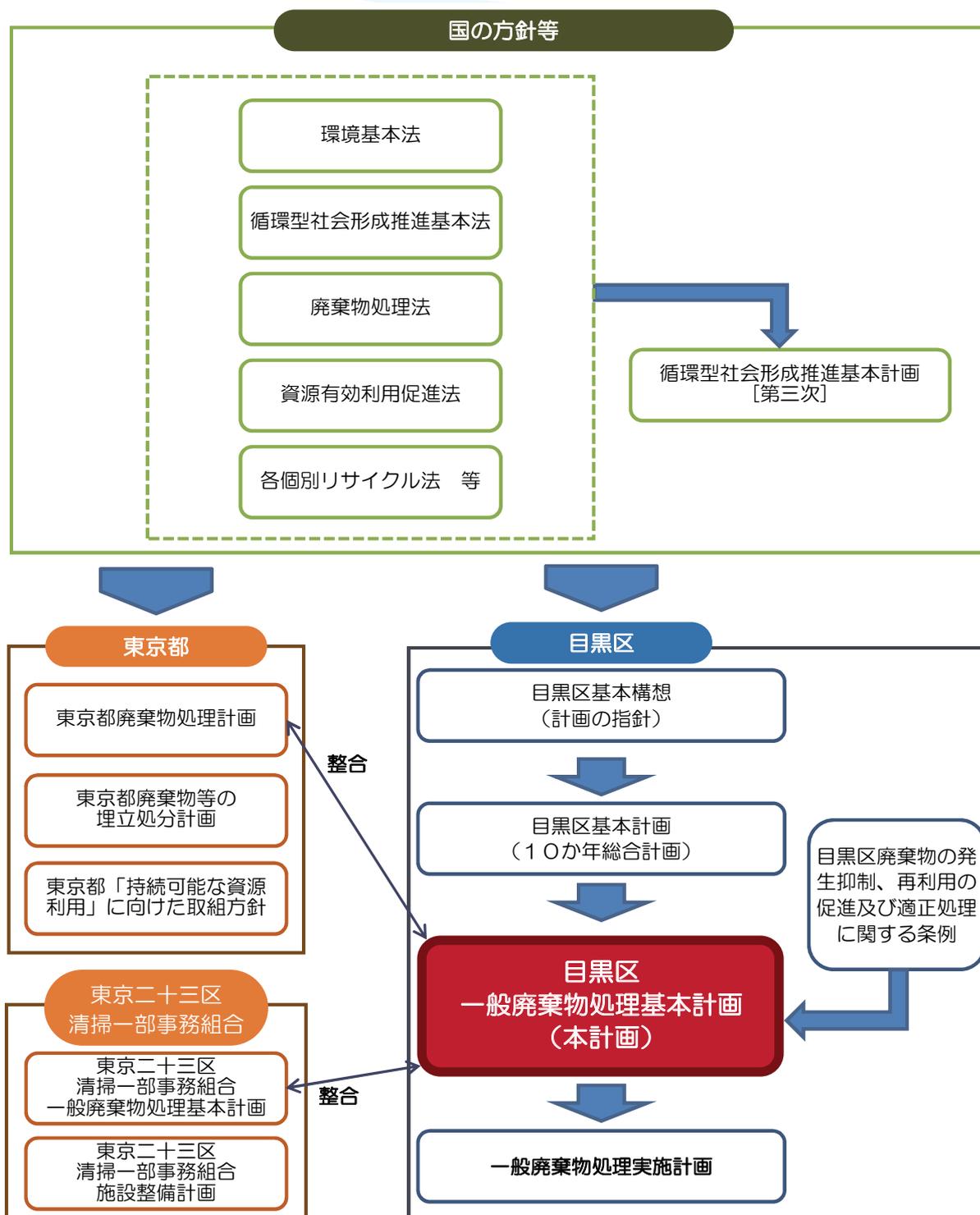
一般廃棄物処理基本計画は、国や都、清掃一組の関係計画との関連性を有するとともに、区の長期計画の補助計画の一つです。長期的視点に立って一般廃棄物処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、その基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画があります。

本計画は、このうちの基本計画に当たり、長期的視点から目黒区の一般廃棄物に関する施策の方向性を示します。

また、一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水（し尿等）」に分類されるため、「ごみ処理基本計画」と「生活排水（し尿等）処理基本計画」から構成します。

特別区は、「ごみ」の収集・運搬を「区」、中間処理を「清掃一組」、最終処分を「東京都」が担っているため、関係計画との整合及び連携が必要となります。

図2 一般廃棄物処理計画の位置づけ



3 国や都による基本方針等

(1) 国の廃棄物政策の動向

平成25年5月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、リサイクルより優先順位の高い2R「リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）」の取り組みや有用金属の回収・有害物質の適正処理、災害時の廃棄物処理システムの強化など「質にも着目した循環型社会の形成」の方向性が示されています。

(2) 「東京都廃棄物処理計画」に定められる方向性

平成23年6月に策定した「東京都廃棄物処理計画」では、5年間で最終処分量について一般廃棄物で25万t、産業廃棄物で100万tの削減目標を掲げ、残余年数は約50年とされている最終処分場の一層の延命化に取り組んでいく計画となっています。

主要施策の一つである「3Rの促進」では、ごみを出さない社会の定着や家庭ごみの有料化の促進を掲げ、ごみの発生抑制、再使用の促進である2Rに重点的に取り組むとしています。

また、平成27年3月に「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」を公表し、具体的な取り組みを開始するとしています。

なお、「東京都廃棄物処理計画」については、平成27年6月、東京都が東京都廃棄物審議会に対して、「持続可能な資源利用」のあるべき姿や施策の方向性、廃棄物の減量その他適正な処理に関する基本的事項についての諮問を行いました。12月のパブリックコメントや平成28年1月の答申を受け、3月に新計画が改定されます。

(3) 東京二十三区清掃一部事務組合※「一般廃棄物処理基本計画」

平成27年2月に策定した清掃一組の「一般廃棄物処理基本計画」では、清掃工場をはじめとするごみ処理施設の整備計画の方針を示しています。また、最終処分場の延命化のための取り組みとして、主灰のセメント原料化等の推進や、不燃・粗大施設整備などにより、平成41年度の最終処分量については、19.8万t（前基本計画と同程度）と予測しています。

※東京二十三区清掃一部事務組合

23区は、東京都から清掃事業の移管があった平成12年以降、ごみの収集・運搬は廃棄物処理法に基づき各区が実施することとしました。しかし、ごみの中間処理（焼却や破碎など）については、清掃工場などの処理施設がない区があることや、効率的な中間処理を行う必要があることから、23区が共同で行うこととしました。

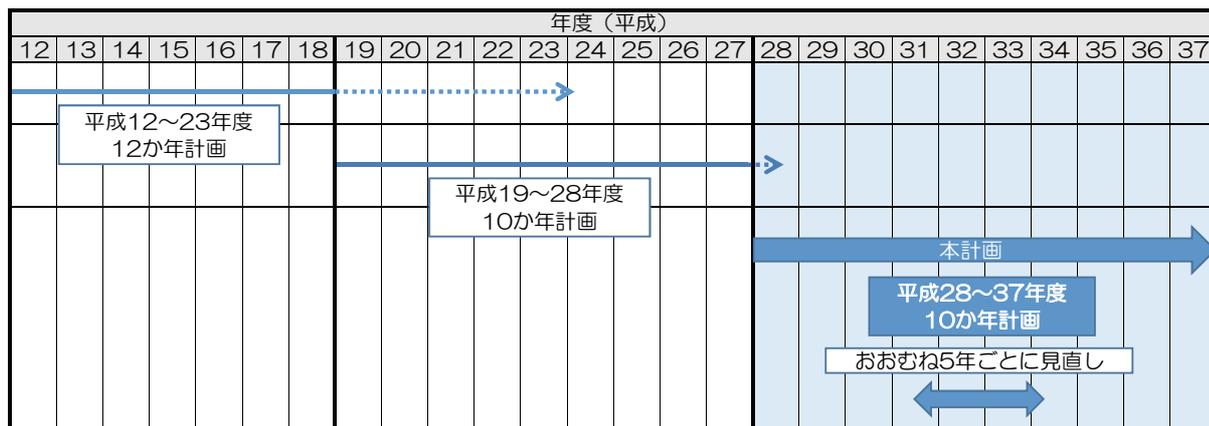
清掃一組は、この23区の総意により、地方自治法第284条に基づき設置された特別地方公共団体であり、議会や評議会があります。

4 計画期間と目標年次

清掃事業が都から移管された平成12年に目黒区一般廃棄物処理基本計画を定め、平成19年度に改定を行ってきました。本計画は、平成28年度から平成37年度の10年間を計画期間として策定します。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、おおむね5年ごとに見直しを行うものとします。

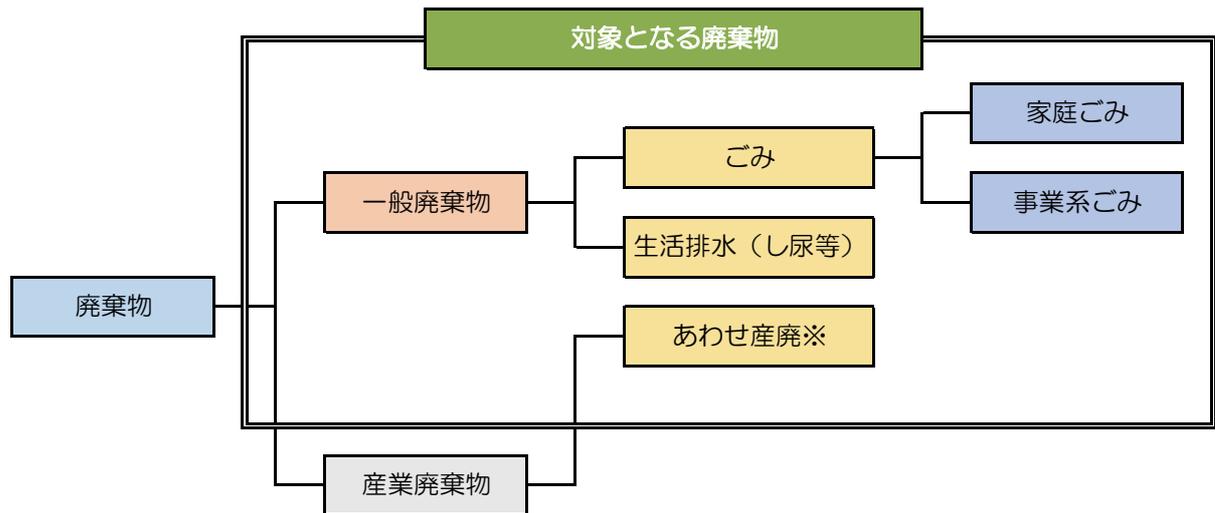
図3 計画期間と目標年次



5 計画の対象となる廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物として一般廃棄物と産業廃棄物が規定されています。本計画は、このうちの全ての一般廃棄物（ごみ・生活排水）及びあわせ産廃を対象とするものです。一般廃棄物のうち事業系ごみについては、廃棄物処理法第3条に規定されているように、排出事業者による自己処理を原則としています。

図4 廃棄物処理法による廃棄物の定義とこの計画の対象範囲



※区市町村が必要性を認めた場合は、産業廃棄物を一般廃棄物とあわせて処理することが認められており、これを通称「あわせ産廃」といいます。区では、小規模事業所から排出される産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくずなど5種類については、「あわせ産廃」として、一般廃棄物と同様の方法で処理しています。

6 計画の進行管理

本計画においては、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のいわゆるPDCAサイクルの考え方により、継続的に計画の点検・評価、見直しを行ってまいります。また、本計画に基づいて毎年度実施計画を策定し、廃棄物の計画的な収集・運搬、発生抑制及びリサイクルに取り組んでいきます。

図5 PDCAサイクルイメージ



※PDCAサイクルは、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つです。Plan(計画) → Do(実行) → Check(評価) → Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するものです。

(1) 一般廃棄物処理基本計画改定時の評価

必要に応じて、おおむね5年ごとに計画の評価及び見直しを行います。また、アンケート調査や、排出実態調査等も活用しながら、計画達成に向け、目標や各施策の進捗状況の管理を行います。

(2) 毎年度の進行管理

毎年、目標となる指標や各具体策の進捗状況を廃棄物減量等推進審議会に報告して、審議会の意見を踏まえて進行管理を行ってまいります。